

鳥取県食パラダイス鳥取県推進事業費補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (事業開始の20日前まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

3. 事業開始

○※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 → 完了届提出 (事業完了から20日以内)

※事業の完了とは、成果物が納品された日です。

○実績報告書を下記提出先に郵送又は持参してください。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

額の確定通知書記載の支払予定月末までに指定口座に振り込みますので、振込指定口座を口座振込依頼書に記載して提出ください。